

2021 年 1 月 22 日

超音波専門医認定試験の業績に関する受験要件の変更について

公益社団法人日本超音波医学会
認定超音波専門医制度委員会
委員長 北野 雅之

超音波専門医認定試験の業績に関する受験要件を、今後下記のように変更してまいります。「第 32 回試験(2022 年実施予定)」と「第 33 回試験(2023 年実施予定)」とで、業績の提出要件が異なりますのでご注意ください。

第 32 回試験(2022 年実施予定、開催月未定)

「現行の要件」と「変更後の要件」のどちらでも業績提出が可能です。

第 33 回試験(2023 年実施予定、開催月未定)

「変更後の要件」でのみ業績提出が可能です。

記

現行の要件

筆頭者として 5 篇以上の超音波医学に関する学会発表あるいは学術論文を有すること。
(注 1)

注 1：学術論文において、corresponding author の業績を 2 編まで認める。

変更後の要件

以下の学会発表又は学術論文のいずれかの業績を有すること。

学会発表：

本会学術集会において筆頭者として 1 回以上の発表実績を有すること。あるいは、本会
地方会学術集会において筆頭者として 2 回以上の発表実績を有すること（ただし、内容
が重複していないこと）2021 年 4 月 1 日追記。

学術論文：

本会が発行している和文誌「超音波医学」又は英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」
に、筆頭者又は corresponding author として、論文 1 編以上の掲載実績を有すること。
なお、論文の種類は問わない（Letter to the Editor や依頼原稿(総説・特集・解説等)も含
む）。

以上